

平成 27 年 11 月
国税庁 酒税課

酒 類 業 者 各 位

アルコール関連問題啓発週間における啓発ポスター掲示のお願いについて

平素より税務行政及び酒類行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 6 月に施行されたアルコール健康障害対策基本法において、国民の皆様にアルコール関連問題に関する関心と理解を深めていただくため、毎年 11 月 10 日から同月 16 日までをアルコール関連問題啓発週間（以下「啓発週間」といいます。）と定めております。

本年度の啓発週間においては、同封いたしました内閣府作成の「アルコール関連問題啓発ポスター（B3）」（以下「啓発ポスター」といいます。）を広報・啓発活動の一環として、関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等において掲示することとしております。

つきましては、啓発週間の趣旨等を御理解いただき、啓発ポスターを店頭等において掲示していただきますよう御協力をお願いいたします。

※ 啓発ポスターは、アルコール関連問題に関する関心と理解を深めていただく観点から配付するものですので、可能な限り啓発週間終了後も引き続き掲示していただきますようお願いいたします。